様式第２号

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

（申請者）殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった山梨県未利用材活用促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号。以下「規則」という。）第５条第１項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第７条の規定により通知する。

１　補助金の交付の対象は令和　　年　　月　　日付けで申請のあった運搬に要する経費とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額　　　　　　　　　　　円

（運搬材積　　　　　　㎥相当）

３　補助事業の期間は、募集要項記載のとおりとする。

４　補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額の２０％以内の減額の場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（３）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

６　補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

（１）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア　補助金の他の用途への使用をしたとき。

イ　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した

とき。

ウ　補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反

したとき。

エ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

（２）補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（３）交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95％の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（４）補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95％の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

７　補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

８　補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して１箇月を経過した日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

９　補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。